



河内長野市教育大綱

第3期(令和8年度～令和12年度)

河内長野市

基本理念

誰一人取り残さない「こどもまんなか教育」の実現

E S D (Education for Sustainable Development) の視点に立った学校教育を進め、子どもが本来持つ主体性や個性を発揮しながら、探究心や当事者意識を育み、協働的で対話的な学びを通じて、自己肯定感やウェルビーイングが高まる学びの環境を整備します。あわせて、すべての市民が人権意識や郷土愛に根差し、主体的に地域課題を解決できる社会教育を受ける機会を提供します。

●「個」が生きる学びへ。そして、「教える」から「学ぶ」へ。

一人ひとりの可能性を最大限に活かすため、学びの多様性に応じた学校教育を推進します。主体性や個性、人権が尊重される環境で、すべての子どものウェルビーイングを高めます。

子どもの自己実現の基盤となる学びの環境について、子どもたちが主体的に「学ぶ」、「子どもが主語」の学校の実現を目指します。また、教育に携わる者も、ともに主体性を発揮し、意識改革を重ねながらその担い手となり、持続的に学ぶ組織であり続けます。

●地域がまるごと「学びの場」。そして、「学び」を誰かの「喜び」に。

子どもも大人も、「創り手」として社会に参画できるよう、学校、家庭、地域、企業、行政が連携し、新たな価値を創造するコミュニティを実現し、学校の外にも学びがいっぱいあるまちを目指します。

そして、いくつになっても、多様な学びが身近にあるまちを実現し、学んだ知識や技術が誰かのため、地域社会のために活かすことで、豊かな「学び」と「喜び」の好循環を生み出します。

1. ビジョン（目指す姿）

基本理念に基づき、次の4つのビジョンで取り組みます。

ビジョンⅠ

地域がまるごと、学校（学びの場）。

■教育行政の役割

一人ひとりの子どもが“らしさ”を発揮しながら健やかに成長していくために、教育・子育て・福祉・産業がそれぞれの責任を明確に持ち、分野の枠を越えて、すべての子どもを“まんなか”にした横断的な協働体により連携を強化します。そして、学校教育と社会教育の一体的な取り組みにより、市民や地域コミュニティ、企業等と学校園や公民館等の教育機関がつながり、生涯にわたり持続的に学ぶことができる環境を保障します。

■学校での学び

「こどもまんなか教育」を実現するために、学校での学びにおいては、子どもの自己選択・自己決定（主体性）を基盤にした一人ひとりの“らしさ”と“ペース”に応じた学び（個別最適）が実現される授業づくりを推進します。また、他者とのかかわりの中で対話を通じて協働し、互いに尊重し合う中（協働性）で、学びを深める心（探究心）を育むとともに、相互理解を高め、みんな違ってあたりまえ（多様性）であることを前提に、すべての子どもに合理的に配慮（インクルーシブ）された教育環境を整えます。

また、それぞれの地域にあるリソースを活用し、オリジナリティのある探究的な学びを展開します。

加えて、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、架け橋期にふさわしい学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上ですべての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指します。

多様で変化の激しい社会において、「民主的で持続可能な社会の創り手」となるためには、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を自律的に決定していく力を育むことが重要です。

このため、学校教育では、「個の育ち」に責任を持ち、一人ひとりの子どもたちが自己決定しながら学んだり、自分の「好き」を見つけて深く探究したりしながら、「自分で考え、自分で決めて、自ら行動する」力を育む取り組みを進めます。また、子どもたちの多様性を個性ととらえ、一人ひとりの自己実現とウェルビーイングが尊重される教育活動を推進します。

このような学びを支える学校施設では、教室や学習スペースの安全・衛生・快適性を確保するとともに、子どもたちの学びの多様化にも対応できる教育環境を整えます。また、子どもたちが学校の外でも学びたいと思ったときに、地域の力を活用して学びの場を整え、健やかに育まれる仕組みづくりを推進します。

ビジョンⅡ

学びを、誰かの喜びに。

■地域や家庭での学び

いつでも、いつからでも学びを始めること（リカレント）ができるよう、多様な学びの場が身近にある環境を創出します。

また、学んだことを自分の中だけに留めるのではなく、得られた知識や技術を、人のため、まちのために発揮できる機会（ステージ）があることで、誰かの喜びや、人の役に立てる自分自身の喜びも生まれる学びの環境を保障します。

人生100年時代を迎え、誰もが生きがいを感じ、いきいきと創造的に暮らせる社会をつくるには、いつでも、どこでも、何度でも学び続けられる環境が必要です。図書館や公民館は、読書環境や情報の提供に努め、人生の各場面で生じる個人や社会の課題解決につながる学びの機会を保障します。社会教育による学びを通じて「つながり」や「かかわり」を生み出し、学びの成果や喜びを循環させることで一人ひとりの豊かで幸せな人生を支え、持続可能な社会の創り手を育成します。学びの成果は、自己の成長だけでなく、地域や社会を動かす原動力にもなります。

ビジョンⅢ

“ここにしかない”時間を求めて。

■豊かな風土で体験する学び

河内長野は千年以上続く歴史と文化の宝庫であり、“ここにしかない”時間と空間を感じることが出来ます。また、都心から30分の場所にありながら、アウトドアや野外活動に適した自然に恵まれており、これらの豊かな風土で体験する学びを保障します。

加えて、体験で得た知識を伝え、活かす環境を整備します。

「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う心を育おことで、地域貢献できる人材を育成します。そのため、本市が有する豊かな自然や文化財を日本遺産のストーリーとあわせて活用します。このほか、地域行事、先人の教えなどの伝統や文化を伝える取り組みを充実します。また、地域社会を豊かにするため、多様な人々と協働して、歴史文化遺産の調査・研究、保存と継承、活用を進めます。

ビジョンⅣ

地産地消で、日本一の給食カレーを。

■地産地消と食を通じた学び

地元食材を使った“日本一の給食カレー”と自負できるような、おいしい給食を提供し、自然の恵みと生産者への感謝の心を育むとともに、望ましい食習慣を身に付け、心豊かで健康な生活の基礎を養うよう食育を推進します。

学校給食を通じて、地元食材を「生きた教材」として活用することは、子どもたちが食への理解を深め、自然の恵みや生産者への感謝の心を育む上で重要です。

そのため、より多くの地元食材を使える仕組みを構築し、行事食の提供等を通じて食育を推進し、子どもたちが心豊かで健康な生活を営むための基礎を養います。

2. 河内長野市教育大綱の位置づけ・期間等

(1) 位置づけ

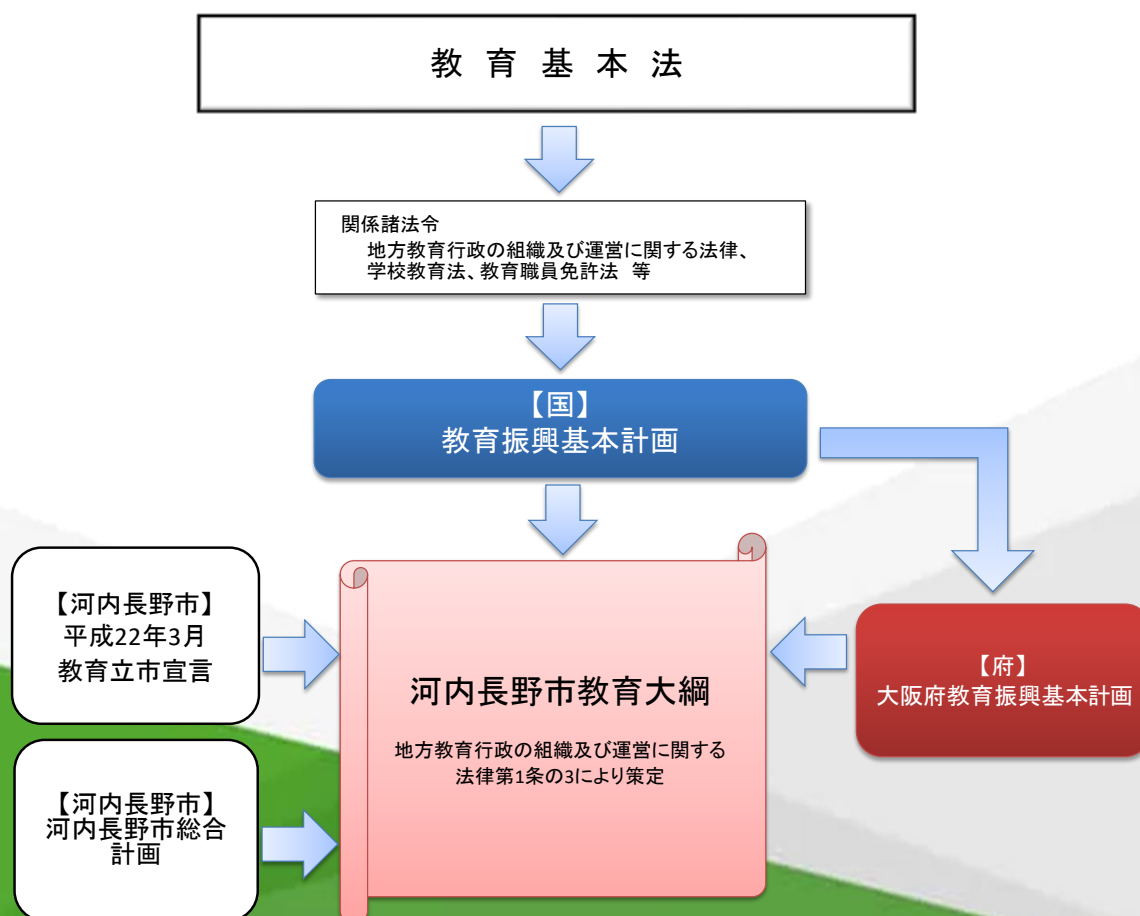
教育大綱は、平成 27 年 4 月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 の規定に基づき、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議し、市長が策定するものです。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号）

（大綱の策定等）

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

「河内長野市教育大綱」は、河内長野市総合計画並びに教育立市宣言との整合を図りながら、「教育立市のまち河内長野」の基本理念をふまえた方針を、「河内長野市教育大綱」として位置付けて定めるものです。



(2) 対象期間

「河内長野市教育大綱」は、河内長野市総合計画基本計画の計画期間と整合を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間で第3期の対象期間とします。

ただし、急速に変化する社会情勢により教育が対応すべき課題も変化するので、対象期間内においても必要に応じて見直しをおこないます。

第1期対象期間 平成28年度～令和2年度

第2期対象期間 令和3年度～令和7年度

第3期対象期間 令和8年度～令和12年度

(3) これまでの取組み

教育の鼓動第1期 (H22～H26)

教育文化の基盤整備

平成22年3月市議会で全会一致により採択された「教育立市宣言」を起爆剤にして、主に以下の取組みによって、地域の教育文化の土俵を整備する段階

- ・コミュニティスクール制度導入
- ・小中一貫教育の導入
- ・読書文化の構築
- ・伝統文化体験学習の導入
- ・「ふるさと学」の開始
- ・ICT教育環境の整備
- ・市民大学「くろまる塾」の創設
- ・文化振興、スポーツ振興
- ・親力推進協議会の準備
- 等

教育の鼓動第2期 (H27) から教育大綱第1期 (H28～R2)

教育文化の質的向上

教育の鼓動の第1期での取組みを基礎に据え、これらをさらに発展させるとともに、主に以下の取組みによって、学校教育、社会教育を中心に地域の教育文化の質的な向上を図る段階

- ・学校施設の有効活用
- ・学校を核にした協働型教育社会の構築
- ・第四領域(※)を重視した学習社会の充実
- ・インクルーシブ教育の推進
- ・小中一貫教育の充実
- ・放課後の育ちの保障
- ・日本遺産の認定
- ・図書館資料を活用した講座の実施
- ・「くろまる塾」を中心とした生涯学習の推進
- 等

※第四領域：地域社会での教育において、同じ目的や興味・関心を有する大人たちを結びつけ、その活動の中で子どもたちを育てていくという、従来の学校・家庭・地縁的な地域社会とは違う、新たな教育の領域のこと。

教育大綱第2期 (R3～R7)

社会変化に対応した教育文化の内容・体制・環境の充実

教育の鼓動第1期から現在までの取組みを引き継ぎつつ、教育を取り巻く大きな社会変化に対応していくため、さらに学校教育と社会教育の内容・体制・環境を発展・充実させるとともに、主に以下の観点で施策を推進し、次代を生き抜く力や地域の課題解決能力の向上を図り、学び続ける社会を目指す段階

- ・Society 5.0へ対応する教育の充実
- ・教育関係機関との連携や外部人材の活用の拡大
- ・学校の小規模化対策
- ・学校給食の充実
- ・多文化共生の推進
- ・GIGAスクール構想に対応した教育環境の整備
- ・教育施設の整備体制の構築
- ・歴史文化遺産の保存・継承・活用の推進、調査の実施
- ・ICTを活用した多様な図書館サービスの推進

3. 資料

＜教育立市宣言＞

人口減少と少子高齢化が進む現代、日本の教育は大きな転換期を迎えています。こうした潮流の中で本市の教育を見つめ直すと、公教育の在り方や考え方を根本から再構築する必要が生じています。

この課題に対して、価値観の変革を伴う問題意識を浮かび上がらせ、制度や仕組みを含めて公教育の質を変革するための起爆剤が不可欠です。そこで私たちは、教育と人づくりを市政の中核に据えるという方針を示し、平成 22 年 3 月に市議会が全会一致で採択した「教育立市宣言」を位置づけます。これは、全国で先駆けとなる取り組みの一つとして位置づけられ、燕市・宇土市に次ぐ全国 3 市目の事例となりました。

温かなつながりに支えられた豊かな文化を背景に、市民全員が学びを暮らしの軸とする風土を育てていきます。子どもも大人も、ふるさとで豊かな学びを保障される“学びの里”を創出します。そして、日本の美意識を育み、ふるさとを深く愛する心を培いながら、グローバル化する社会で活躍できる人材を地域全体で育てていかなければなりません。

この思いを宣言文に落とし込み、主語は「私たちは」に統一しました。

河内長野市教育立市宣言

前文

河内長野市は、美しい自然、豊かな伝統や文化に包まれたまちとして歴史を築くとともに、市制施行以来、さまざまな都市基盤の充実に努めてきました。

日本の社会は、人口の減少や少子高齢化の到来の中で、技術革新、産業構造の変化、情報化、国際化などがよりいっそう進展した知識基盤社会へと移行していきます。

このような大きな変化の中であって、一人ひとりの健康で充実した人生のため、市民自らの意思と行動で、学びの場や機会を創出する生涯学習社会の構築が必要です。

そして、「わがまち河内長野」の活力を維持・充実させ、まちの魅力をさらに高めるためには、人々の根源的な営みである教育に大きな力を注ぎ、地域社会を再生させることを通じて、都市基盤を、潤いと魅力と夢があふれる生活基盤へと向上させなければなりません。

私たちは、教育が果たすべき役割を自覚し、人々が創り上げた教育の理念や目標をふまえ、市の発展、まちづくりの柱として教育を据え、その振興に向けて、市民総意のもとで協働して取り組むため、ここに教育立市宣言を行います。

宣言

私たちは、未来の宝として、学ぶ意欲に富み、心やさしくたくましい子どもたちを育てます。

私たちは、人を大切にする人権感覚の豊かな子どもたちを育てます。

私たちは、家庭の力、地域の力、学校の力など、市民の力のつながりを大切にし、市の未来を担う人となります。

私たちは、わがまち河内長野の伝統や文化を大切にし、ふるさとや地域を愛する市民となります。

私たちは、豊かな学びの場のもとに、生涯にわたって学び続け、自らの人生を充実させるとともに、学びの成果を活かして社会に貢献します。

かわらぬながく
ふだんのしあわせ

